

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 5 月 27 日現在

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2006～2008

課題番号：18720026

研究課題名(和文) 占領下(1940-44年)におけるパリ市芸術局の音楽政策

研究課題名(英文) Cultural policies on music by the *Inspection générale des Beaux-Arts de la Ville de Paris* in the Occupation (1940-44)

研究代表者

田崎 直美 (TAZAKI NAOMI)

お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・研究員

研究者番号：70401594

研究成果の概要：

本研究は占領下(1940-44年)パリにおける音楽活動状況を解明する一環として、当時新設されたパリ市芸術総監本部(パリ市芸術局)が独自に行った音楽政策を調査し、その実態と意義を考察した。その結果、(1)定期演奏会事業を市として初めて実施することで積極的な現代フランス音楽促進を図っていたこと、(2)第三共和政期から続くパリ市音楽コンクールを継承することで音楽による「国家」シンボル確立に貢献しようとしたこと、が判明した。ただしこうした努力は、ヴィシー政権からもパリ解放後の市民からも評価されることはなかった。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,100,000	0	1,100,000
2007年度	900,000	0	900,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	150,000	2,650,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：芸術学(芸術学・芸術史・芸術一般)

キーワード：音楽, 文化, フランス, パリ, 占領, 政策, 20世紀, 第二次世界大戦

1. 研究開始当初の背景

(1) 占領下パリにおける芸術音楽文化の繁栄現象について

占領下(1940-44)のパリでは、市民生活が極度の貧窮状態にあるにもかかわらず、劇場や演奏会などの音楽生活は逆説的にも繁栄期を迎えたとされる。近年の諸研究により、この現象には、国家が政治的意図をもって音楽を利用したことが関係している、と指摘されていた。すなわち、ドイツ占領当局だけでなく時のフランス政府であったヴィシー政権も、フランスの音楽生活の刷新と再編を試み、音楽を国家プロパガンダの手段としたのである。

筆者はそれまで、フランス国立劇場における音楽活動とフランス政府(ヴィシー政権)の政策、および占領当局の政策との関係を検証し考察してきた。その調査過程で、筆者は、国家レベルとは別の地方行政レベル、すなわちパリ市が主体となった自国音楽文化促進の動きがあったことを発見し、着目した。しかし、それまでの先行研究において、占領下フランスの文化活動とパリ市の関係、およびパリ市独自の音楽政策に関して言及したものはなかった。

(2) 地方(ローカル)としての音楽政策の考察の試み

フランスにおける文化政策史は、従来「国策」のみに焦点が当てられていた。一方で本研究の特徴は、パリを国家を代表する首都であると同時に「一地方都市」であると考えたうえで、音楽政策を検証する点にあった。パリ市を国家とほぼ同義に考える従来の見方を離れて、この都市の独自性に着目することにより、これまで明確にされてこなかった文化政策における国家とパリ市の関係を解明

することを試みた。

(3) 第二次世界大戦中の音楽史・音楽社会史の考察の必要性

第二次世界大戦期のフランス音楽史は、占領を体験した多くの人々の心理的外傷ゆえに 1990 代に入るまで客観的に検証されなかった。さらに当時のフランス、特にパリにおいて発達した音楽に関する研究は、それまで特定の作曲家とその作品の分析に集中していた。本研究ではそれまで研究がなされていなかった側面、すなわち「演奏会」などの社会的活動の場を対象とすることで、そこに不可避免的に働いた政策、およびそれに対する人々の反応といった社会的ダイナミズムの解明を目指した。

2. 研究の目的

本研究は、ドイツ軍占領下(1940-44年)のパリにおける音楽活動状況検証の一環である。当時のパリ市 **la Ville de Paris** が独自に行った市政としての音楽政策の実態を検証した上で、フランス国家(ヴィシー政府)や占領当局(ドイツ軍)との関係、当時の人々の反応、およびその後のパリにおける音楽文化発展への影響力について、考察を行うことを目的とした。それにより、当時の音楽史の解明に貢献すると同時に、フランスにおける文化政策史の一面を明らかにすることを試みた。

3. 研究の方法

パリ市の音楽政策は、第三共和制時代には市議会の下部組織である常任委員会の一つ(第4委員会)が担当していたが、占領下においては1940年12月に新設されたパリ市芸術総監本部(パリ市芸術局) Inspection générale des Beaux-Arts de la Ville de Paris が担当した。本研究では、このパリ市

芸術局が主体的に行った音楽政策について、当時の公文書や新聞・雑誌、および証言などの資料をもとに検証を行った。

主な方法は、パリ市公文書館 Archives de Paris (所在地:パリ) に保管されている公文書の調査であった。その調査結果に基づいて補足的にフランス国立図書館 La Bibliothèque nationale de France およびフランス公文書館 Archives Nationales にても資料の収集を行った。

2006年度は、パリ市芸術局総監督部に関する史料と文献を網羅的に収集し整理することにより、占領下時代のパリ市による音楽政策の範囲とそれらの概要を明らかにした。そのうえで、ヴィシー政府による音楽政策とパリ市による政策の特徴との比較の観点より、国策とは異なる地方独自の音楽政策の特徴を考察した。

2007年度は、パリ市芸術局総監督部が音楽政策の柱とした事業(定期演奏会)に関する史料を、さらに調査して整理した。同時に、第三共和政時代からパリ市が連続的に行いパリ市芸術局総監督部も継承した音楽政策(コンクール)について、第三共和政時代にさかのぼって関連史料を網羅的に収集し、概要を明らかにした。さらに、音楽政策をめぐるフランス国家とパリ市の関係について、政策内容のみならず、予算やパリ市民に対する役割についても考察すべく、第三共和政時代までさかのぼって資料調査を行った。

2008年度は、パリ市芸術局総監督部が継承した音楽政策(コンクール)について、戦後の史料も追加調査した。そのうえで、これまでの調査結果と併せて、この政策における2)政府とパリ市の関係、3)審査員、参加者および参加作品に関する情報収集、4)音楽批評の分析、を行った。

最後に、これまでの研究の総括として、こ

れまでの国家(フランスを含む)の文化政策研究、パリ市政に関する研究を参照した上で、パリ市芸術局総監督部の音楽政策の歴史的意義を考察した。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果と、国内外における成果の位置付け

①パリ市芸術総監本部(パリ市芸術局) Inspection générale des Beaux-Arts de la Ville de Paris (以下 IGBA と略記)の音楽政策概要の解明

IGBAは、ドイツ占領当局とヴィシー政権との調整の上で、セーヌ県「経済社会問題事務局長 Secrétaire Général des affaires économiques et sociales」の管理下にて「市と県の芸術遺産」を司る事務局として1940年12月の政令 arrêtéにより新設される。本部はパリ市庁舎内に設置された。

調査の結果、ここで行われた音楽政策は、第三共和政時代にパリ市議会のもとで行われた音楽政策よりも活発であったことが判明した。第三共和政時代のパリ市が能動的に行った音楽政策は、実質的には「音楽コンクール」(2~4年おきに実施)のみであった。しかし、IGBAは、①音楽家の救済、②パリ市音楽賞、そして③各種演奏会の主催および後援を行っている。特に、③のなかでも「日曜演奏会 Concerts du Dimanche」に代表される定期演奏会事業は、IGBAの音楽政策が開始される1942年1月から1944年3月末までの約2年間、シーズン・オフを除いて基本的に中断することなく、毎週実施されたのである。

IGBAの活発な音楽活動を可能にさせたのが、ヴィシー政府における国内設備総務庁 la Délégation générale à l'Équipement nationalが1942年にパリ市に割り当てた、「失業対策用としてパリ市の自由使用となる臨時予算」であった。パリ市は、1942年度予算の大部分を失業対策計画に充てている。音楽政策は失業対策の一環であり、それまで顧みられることの少なかった知識人(音楽家を含む)の失業対策を体系的に実施する計画が立てられた結果であった。パリ市芸術委員会 Commission des Beaux-Arts de la Ville de Parisが発足して具体計画が策定され、セーヌ県知事が承認を行い、IGBAが執

行機関となっていたと考えられる。

IGBA の行った音楽政策に対する予算は、2年間で 50 万フランであった。これは、美術事業への予算(250 万フラン)および文学事業への予算(200 万フラン)と比較するとわずかな金額であるが、第三共和政時代における音楽政策予算(年間 1 万~1 万 5 千フラン)と比較すると、大幅な増加であったことが分かる。

戦後(1945 年)になると、パリ市の芸術関連部門は「パリ市芸術・美術博物館・図書館部門 *Direction des Beaux-arts, Musées et bibliothèques de la Ville de Paris*」という形で独立した部局の管轄となる。そしてその下部組織の一つとして、IGBA は名称を一部変更して(「芸術および美術博物館総監本部 *Inspection générale des Beaux-arts et Musées*」)存続することになる。総監督もヴィシー政権時代の人物が再任された。しかし、音楽業務内容をみると、占領下 IGBA が積極的に行った演奏会事業はなくなり、代わりに戦前(人民戦線内閣時)に行われていた各種協会・劇場等への補助金支給制度が復活した点の特徴である。

このように、ヴィシー政権時代のみならず第三共和政期からパリ解放直後の時期における、パリ市の(音楽)文化行政組織の具体的な所在及びその活動内容と役割について情報を整理したものは、本研究が最初である。

② IGBA による定期演奏会事業の、占領下および戦後の意義の考察

パリ(およびその郊外での)定期演奏会は、IGBA の音楽政策の柱であった。失業中の指揮者(1 名)・音楽家(20~30 名)による小規模オーケストラの演奏会で、IGBA 総監督の責任の下、IGBA 音楽事業担当者が中心となって企画・運営が行われた。

IGBA の定期演奏会に一貫してみられる特徴は、フランス人作曲家の作品を中心としたプログラム構成、さらには現代フランス人作曲家による「新作初演」を必ず盛り込んだ点である。ただし、この事業のコンセプトは、1943 年半ば頃を境に変化していたことが判明した。前期においては失業対策、市民教育といった福祉政策的要素が強かったのに対して、後期においては現代フランス人音楽家の活動促進に重点が移っている。

これらにみられる企画姿勢は、フランスという「国家」単位での音楽文化促進とみなすことができる上、ヴィシー政府の閣外組織である芸術局 *Le secrétariat général des Beaux-Arts* が表明した、文化による国家再建の指針との類似性が指摘できる。IGBA と

政府省庁との間に、組織上の連携関係はなかった。しかし、IGBA の音楽政策は政府支給の臨時予算に基づくこと、および IGBA のアドバイザーである René DOMMANGE 氏がパリ市議会議員であると同時にヴィシー政府における「音楽商業・産業組織委員会 *Comité d'organisation des commerces et des industries de la musique*」議長であり、ヴィシー政権元首であるペタン元帥に近い人物であったことから、パリ市が自発的にヴィシー政権の指針に協調する路線をとった可能性が指摘できるのである。さらに IGBA の在り方は、ヴィシー政権下で発足し、失業中の若手芸術家を雇用してスペクタクルを実行した準国家的組織「若きフランス *Jeune France*」の在り方と類似することも指摘できる。こうした在り方は、ペタン元帥が主張したフランス・アイデンティティ再建のためのプロパガンダ「国民革命 *la Révolution nationale*」、およびその実行を各団体の自発性に委ねる方針、に関連するのである。

IGBA の定期演奏会事業は、次の点で評価できる。まずは、初期の段階において、多くのパリ市内および郊外の市民に教育的気晴らしと暖房を提供したこと、後期においてはパリ市の音楽愛好家に芸術的価値の高い演奏会を提供したことである。さらには、国の内外にフランスの文化的活力を宣伝する意味で、一定の存在意義を発揮したことである。

しかし、次の点は問題点として浮かび上がった。まず IGBA の演奏会事業は失業者支援として資金を放出する性質であったため、必然的に常に赤字であった。しかも失業対策の観点では限られた効果しか発揮できなかった上、既存の演奏団体の反発をかってきた。さらに、IGBA のオーケストラが音楽家組合より指名された失業音楽家で編成されていた点を、官僚主義的ヴィシー政権は「労働者の権利要求」に結びつくとして不満を表明した。こうしたことが原因で、政府からの 1944 年度用臨時予算は大幅に削減される。IGBA 定期演奏会事業は、主催側の熱意と実績にもかかわらず、この予算削減と共に幕を閉じたのである。

このように本研究は、ヴィシー政権時代に活発化したパリ市主導の中心的(音楽)文化政策を詳細に検討し、当時の政治・文化へのインパクトについて論じた、国内外において最初の研究である。

③ パリ市音楽賞(パリ市音楽コンクール)の実態解明と意義の考察

IGBA の音楽政策の一つで、唯一第三共和政

期から連続する制度が、「パリ市音楽賞」(第三共和政期における「音楽コンクール Concours musical」)であった。ヴィシー政権時代には1942年に1度開催され、満場一致でJean Martinon氏のカンタータ《詩編136または捕虜の唄》が受賞する。ヴィシー政権がドイツ帰還捕虜の優遇政策を実施していた時期と重なるが故に、この受賞も音楽界における捕虜優遇政策の一環として捉える見方が有力である。

パリ市音楽賞の結果に大きく影響する第三共和政時代との共通性は、1)審査員の構成と属性、および2)最終審査における時の政治情勢の反映であることが判明した。

また、第三共和政時代より、市議会議員が音楽政策全般に対して強い発言力をもったこと、当時の音楽家と議会議員の間には絶えず対立関係や協力関係が生まれていたこと、そして本制度は戦後も大枠を維持したまま継承されたこと、も判明した。これらを併せ考えると、パリ市「音楽コンクール」は、第三共和政期以降のフランス文化政策における普遍的要素を含んだ政策であったがゆえに、共和国およびヴィシー政権という政治イデオロギーの変化にも柔軟に対応しえた、と捉えることが出来るのである。

これまで、ヴィシー政権時代のパリ市音楽賞に着目した研究は存在した。しかし、この制度そのものの実態を解明し、かつ第三共和政期から第四共和政期にわたって傾向を検証した上でIGBAを含むパリ市の音楽政策の特徴を解明したのは、本研究が国内外にて最初である。

④IGBA 音楽政策の、歴史的意義の考察

占領下IGBAが行った音楽政策は、演奏会事業であれコンクールであれ、「創出された伝統」であり、政策担当者たちが正統化しようとする「国家」のシンボル確立に貢献しようとしたものである、と解釈できる。そしてこうした動きはすでに第三共和政時代から用意されていたのである。

一つは政治家および公認の人物による芸術の管理という考え方である。文化は権威の宣伝の一手段であり、市民や音楽家の「ための」あるいは「による」という考え方はまだほとんど存在しない。こうした芸術管理の必然的結果として、政策には時の政治風潮の影響が大きく反映されている。それは、第三共和制時代には政治的に対立する勢力関係の反映という比較的目立たない形であったが、強権的なヴィシー政権時代には、大々的なプロパガンダという形になったのである。

もう一つの共通性は、フランス(国家)とパリ(首都)の両義的關係である。パリ市は国家の制度に対して独自性を表明しようとする一方で、セヌ県知事や上院議員といった政治家や、学士院 Institut などの国家機関に所属する「公認された音楽家」を常に介することで、国家との「間接的な」関係を維持してきた。したがって、パリ市と国家では、細かい施策内容は異なっている同じ価値観の存在が施策の大前提となっており、政府からの指揮監督なくともイデオロギーの面でつながりを持ったのである。

しかし一方で、こうしたパリ市の政策が、当時の人々の支持を必ずしも得ていなかった点は特徴的である。すでに1910年代より音楽家がパリ市に望んでいたことは、市の主催するコンクール開催よりも、民間の演奏活動に対する経済援助であった。人民戦線内閣時に民間演奏活動への補助金支給が始まったが、ヴィシー政権時代になるとそれらはすべて廃止される。IGBA主催の演奏会事業が戦後間もなく廃止されて補助金支給に切り替わった点からみても、占領下のパリにてIGBAの音楽政策を肯定的に評価する声は少なかったのではないかと推測されるのである。

(3)今後の展望

音楽史の視点からみたととき、IGBAの音楽政策に積極的に加担した音楽家の戦後の評価が分かれている。これまでの研究で明らかにした音楽政策と個々の音楽家の活動との関係については、今後明らかにしていきたい。

また、音楽政策をめぐるパリ市と占領当局との関係については、これまでの調査からは多くの資料を発見することができなかった。今後も引き続き調査を行いたい。

最後に、後は第四共和政時代のパリにおける音楽活動状況を検証し、その状況を合わせ考えることで、改めてIGBAの音楽政策の意義について論じることができるようになると考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- ① 田崎直美、「ヴィシー政権時代(1940-1944年)フランスにおけるオネゲル: 作品上演機会と政府関連機関との関係を中心に」『徳丸吉彦先生古稀記念論文集』(お茶

の水音楽論集 特別号), 55-65, 2006, 査読無し.

- ② 田崎直美, 「ヴィシー政権時代 (1940-44年)におけるパリ市政と演奏会: パリ市芸術総監本部による音楽政策の検証」『人間文化論叢』(お茶の水女子大学人間文化研究科), 第9巻, 151-160, 2007, 外部査読有り.
- ③ 田崎直美, 「フランス・ヴィシー政権時代(1940-1944年)におけるパリ市の音楽政策: 定期演奏会事業を中心に」『アートマネジメント研究』, 第9号, 18-27, 2008, 外部査読有り.

[学会発表] (計4件)

- ① 田崎直美, 「ヴィシー政権時代 (1940-1944年)フランスにおけるオネゲル受容: 作品上演機会と政府関連機関との関係を中心に」, 日本音楽学会関東支部第321回定例研究会(東京大学), 2006年7月 (研究発表).
- ② 田崎直美, 「被占領下における文化政策の可能性: ドイツ占領下(1940-44年)のパリ市による音楽政策の検証を通して」日本アートマネジメント学会関東部会第36回研究会(こどもの城研修室), 2007年2月 (研究発表).
- ③ 田崎直美, 「フランス・ヴィシー政権時代(1940-1944年)のパリ市政と音楽: パリ市芸術総監本部の公開演奏会事業の検証より」日本音楽学会第58回全国大会(宮城学院女子大学), 2007年9月 (研究発表).
- ④ 田崎直美, 「フランス・ヴィシー政権下における, パリ市主催「音楽コンクール」: 第三共和政時代からの連続性が意味するもの」日本音楽学会第59回全国大会(国立音楽大学), 2008年10月 (研究発表).

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田崎 直美 (TAZAKI NAOMI)

お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・研究員

研究者番号: 70401594

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者
なし